

小金井市  
成年後見制度利用促進基本計画

令和3年度～令和7年度

小 金 井 市

## 目 次

1	策定の背景等	1
	(1) 背景と目的	
	(2) 位置付け	
	(3) 中核機関とは	
	(4) 計画の期間	
2	小金井市における権利擁護支援の状況	2
3	成年後見制度中核機関の在り方について	2
	(1) 相談機能	
	(2) 広報機能	
	(3) 利用促進機能	
	(4) 後見人支援機能	
4	その他の関連事業	7
	(1) 運営等審査会	
	(2) 顧問弁護士の設置	
	(3) 専門職登録・紹介サービス	
	(4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>	
	(5) あんしん生活サポート事業	
	(6) 緊急事務管理サービス	
	(7) 報酬助成事業	
	(8) 法人後見・後見等監督人の受任	
5	資料	9

・中核機関における申立及び後見人支援フローチャート

## 1 策定の背景等

### (1) 背景と目的

判断力が不十分な高齢者や障がい者の意思決定等を支える成年後見制度が、十分に利用されていない現状があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が制定され、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）が策定されました。

このことにより、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画の策定が求められ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに、中核機関の設置を明確にし、充実した事業を提供することが求められています。

市内で成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や障がい者等及びその家族を対象に、自分らしく地域で生活をしていくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、小金井市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### (2) 位置付け

本計画は、「小金井市地域福祉計画」と一体的な計画として策定し、本市における全ての福祉計画に係る成年後見制度の共通の視点や理念を示すものとして位置付けをしていきます。

### (3) 中核機関とは

中核機関とは、成年後見制度の推進に当たり、専門職による専門的な助言等の支援の確保や協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを行う機関です。地域の実情に応じて、小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい（以下「権利擁護センター」という。）等の既存の取組も活用しつつ、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を構築し、地域における連携、対応強化を継続的に推進していく役割が求められています。

小金井市では、既存の権利擁護センターの機能を基礎として、本計画の策定を行いました。

#### (4) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までとし、「小金井市地域福祉計画」の策定時に、国の動向等を踏まえて見直しをしていきます。

## 2 小金井市における権利擁護支援の状況

本市における権利擁護に関する相談支援機関として、平成17年10月に権利擁護センターをオープンし、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を中心に相談事業を開始しました。その2年半後の平成20年4月からは、東京都事業である成年後見活用あんしん生活創造事業における成年後見制度推進機関として、成年後見人等への支援や市民への普及啓発を行う事業を追加して、利用者の権利を守るための活動をしてきました。

本市における成年後見制度の相談・支援は、年間360件（令和2年3月31日現在）であり、毎年増減を繰り返しながら、相談・支援に応じている状況です。また、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者は112人（令和2年8月31日現在）で、待機者（契約のための訪問を待っている方）が30人（令和2年8月31日現在）います。都内の各市区町村の人口を1万人規模でみると都内3番目（令和2年3月31日現在）の多さであり、成年後見制度の利用者予備軍ともいえる方が多い状況です。

## 3 成年後見制度中核機関の在り方について

### (1) 相談機能

権利擁護センターの既存の5つの相談機能のうち、福祉サービス等利用援助相談、成年後見制度利用相談、権利擁護に関する相談、苦情受付相談はこれまで同様に実施します。総合相談事業は、本市が設置した「福祉総合相談窓口」に引き継ぎ廃止します。

そして、新たに後見人等の実務に関する相談に応じる後見人等実務相談及び任意後見・老い支度相談を新設し専門職による週1回の相談日を設けます。後見人等の希望を受けて、協議会による後見人等支援につなげていきます。

なお、市内の公的機関窓口で行う成年後見制度相談を一本化し、集約することで、申立から後見人支援までを一元的に相談・支援できる仕組みを作り、市民の成年後見制度に対するメリットを向上させていきます。

## <相談窓口>

- ①福祉サービス等利用援助相談（月～金曜日 随時受付）
- ②成年後見制度利用相談（月～金曜日 随時受付）
- ③後見人等実務相談（月～金曜日（週1回） 予約制）新設
- ④任意後見・老い支度相談（月～金曜日 随時受付）新設
- ⑤権利擁護に関する相談（月～金曜日 随時受付）
- ⑥苦情受付相談（月～金曜日 随時受付）

## （2）広報機能

### ①広報

現状は、小金井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）広報紙「福祉こがねい」や市の広報物である「わたしの便利帳」、「高齢者福祉のしおり」等で年間を通じて、広報を行ってきました。今後、掲載内容を刷新した上で、これまで同様、社協広報紙や市の広報物に掲載を行いつつ、社協ホームページやSNSでの発信を行います。

### ②講演会

現在は、成年後見制度の市民の利用を促し、理解を深めるために年2回、市民啓発のための講演会を行っています。成年後見制度のみではなく、相続や遺言などの他の内容を含めた内容で開催しています。

今後は、市民や医療・保健・福祉関係者の方に成年後見制度をよりよく理解していただくため、講演会や講座などを行います。

### ③団体への説明

市民団体等に対する個別の研修会での説明等は、権利擁護センターの職員がこれまで同様に随時行っていきます。

## （3）利用促進機能

### ①申立書の記入支援

申立人が申立書を記入できるよう専門職を紹介したり、記入方法の支援を行っており、支援を継続します。

また、家庭裁判所が求める「本人情報シート」を確実に提供するために、申立人に代わり、ケアマネジャー等に必要に応じて依頼をしていきます。

## ②申立費用助成事業

申立費用は、本人に対して求償できることを伝え、申立人が支払うようお伝えしています。しかし、申立費用の捻出が困難な方に対しては、小金井市権利擁護センター運営等審査会（以下「運営等審査会という。」）の審査を経て助成しています。

申立費用助成事業を継続し、費用が工面できず、申立できない方をなくし、被後見人等のデメリットにならないよう対応していきます。

## ③専門職登録・紹介事業

専門職後見人には、既存の成年後見制度受任候補者登録・紹介事業を紹介し、個別に登録していただいています。今後は、専門職登録・紹介事業とし、専門職後見人に登録していただくこととします。登録者を増やしていくために様々な団体に声を掛けていきます。

## ④候補者のマッチング

被後見人と後見人候補者のマッチングは、迅速性と顔の見える支援を重視し、これまで同様、本市独自の候補者マッチング指針に基づきマッチングを行っていきます。必要に応じて（1）の③後見人等実務相談を担う専門職の方々に候補者の属性について相談し、決定していきます。しかし、後見人等が対応に苦慮することが懸念されるケースは、運営等審査会において協議し、属性を決定していきます。

### <後見人選任の指針>

- A 訴訟行為や複雑な権利関係の調整等が必要なケースは、弁護士に依頼します。
- B 訴訟行為の必要性はないが、本人の権利を守るために法律知識を特に必要とするケースは司法書士に依頼します。
- C 社会福祉の専門知識の活用等が特に必要なケースは、社会福祉士に依頼します。
- D 親族ではなく専門職が良いと、本人や申立人から要望がある場合は、財産額等を勘案し、専門職に依頼します。
- E 長期的な支援が必要なケースは、法人後見できる団体に依頼します。
- F 施設入所し、多額の財産管理の必要がないケースは、市民後見人に依頼します。
- G 長期的な支援が必要で、頻回な電話などの行動が想定されるケースは、社協等の法人後見で支援をします。ただし、他の後見人等

が見つからない場合に限定します。

#### ⑤職員の配置、専門性の向上

中核機関となり、成年後見制度の事業発展を目指すには、その業務を担う職員の十分な配置が必要です。

また、社協日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、成年後見制度との関連の深い事業であり、十分な人員配置が不可欠です。

これらの事業の実施には、職員の専門性をより高めていくことが必要です。そのため、職員の研修の機会を増やします。

#### ⑥市民後見人の養成及び推薦

市民後見人の養成は、これまで7市（小金井市、小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、三鷹市、武蔵野市）共催で、市民後見人養成基礎講習（基礎課程）を隔年で行ってきました。本市では、講習修了生を対象に後見業務に生かすための市内の福祉制度等を学ぶ応用課程を実施してきました。

今後も、7市共催での市民後見人養成基礎講習（基礎課程）は、同様に続けていきます。後見人支援の強化が見込まれるため、これまでの仕組みを見直して、応用課程は中止し、受講生を増やしていくため、事前講習を実施していきます。

市民後見人養成における実習は、これまでの日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員業務だけではなく、専門職やNPO法人と連携し、新たな実習機会を提供します。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の定年退職にも対応できるような仕組みに変更していきます。

市民後見人養成基礎講習修了生の研鑽の機会（7市合同市民後見人フォローアップ講習）やモチベーションが保たれるような仕組みにしています。

なお、市民後見人の推薦に関しては、これまでの仕組みを変え、保佐類型、補助類型に対応できるよう対象の拡大を検討します。また、迅速に推薦できるよう、事前に被後見人等の基礎的な属性情報等を提示し、市民後見人登録者からの応募を受け、市所管課職員、市長申立所管課職員、中核機関職員、専門職で協議し、応募者の中から候補者を決定していきます。応募者がいない場合は、中核機関からの推薦で対応することとします。

#### (4) 後見人支援機能

##### ①親族後見人のつどい

権利擁護センターみたか（三鷹市社会福祉協議会運営）と共同で開催し、市内の親族後見人に呼びかけを行い、年2回開催してきました。今後は、参加者を増やすために、市報、ホームページ、SNS等で広く呼びかけを行っていきます。

##### ②立ち合い支援

これまで、権利擁護センターの紹介で後見人等に就任された専門職の方々が被後見人等の自宅の内覧が必要となったが、立会人がいない場合に、権利擁護センターの職員が立ち合いを行っていました。今後も同様に継続して実施します。

##### ③専門職後見人連絡会

これまで、既存の成年後見制度受任候補者登録・紹介事業に登録された専門職の方に、開催の通知を郵送し、登録された専門職から紹介された方々にも参加していただきながら、年2回開催してきました。

今後もこれまで同様に専門職後見人連絡会を年2回開催します。

##### ④地域連携ネットワーク協議会

新設する(1)の③の後見人等実務相談において、親族後見人等で定期的な支援を望まれた方に対し、被後見人にとって有益で、後見業務が円滑となる支援方法等を協議するために、地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を設けます。

協議会では、中核機関職員が作成した後見（支援）基本方針シート（東京都社会福祉協議会作成の様式）を用いて、支援方針を検討します。

協議会の委員は、成年後見人の実務や権利擁護に関する知識を有する運営等審査会委員が兼務します。

運営等審査会委員の他、必要に応じて、被後見人等が居住する地域を支援に巻き込むために福祉総合相談窓口を担当する地域包括化職員（地域福祉コーディネーター）、介護一般の助言を求めるために地域包括支援センターの職員、防犯等の助言を求めるために警察職員、身体障がいや知的障がいへの助言を求めるために障害者地域自立生活支援センター職員、精神障がいへの助言を求めるために精神障害者地域生活支援センター職員、被後見人の支援チームメンバーなどの地域の関係機関の職員に、オブザーバー参加を依頼します。



#### ⑤支援会議（カンファレンス）

権利擁護センター（中核機関）は、被後見人等の既存の支援チームと協働して、支援方針策定時、定期的なモニタリング後等に、必要に応じて支援会議（カンファレンス）を開催していきます。

#### ⑥その他の連携

これまで権利擁護センターが行ってきた、小金井市地域自立支援協議会への参加や小金井市精神保健福祉連絡会などに参加を継続し、福祉関係者等と「顔の見える関係づくり」を推進していきます。また、介護施策等で提唱されている地域包括ケアシステム等、既存の地域ネットワークがある場合は、そのネットワークに参加していきます。

#### ⑦専門職の関わり

中核機関の事業を実施するには、成年後見制度の担い手として、後見実務の経験のある専門職等の方々の関与が必要です。特に、後見人等支援の基本となる協議会の運営や新設される後見人等実務相談には、欠かせない存在です。

## 4 その他の関連事業

### （1）運営等審査会

既存の「運営等審査会」は、大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、行政書士、行政関係者、所管課長8人の委員で構成され、年6回開催しています。これまでの審議事項を継続し、事例検討機能等を充実させ実施していきます。

### （2）顧問弁護士の設置

これまで同様に法的対応が多いため、継続して設置していきます。

### （3）専門職登録・紹介サービス

既存の弁護士登録・紹介サービスでの弁護士の紹介だけでなく、司法書士、行政書士等を紹介してほしいとの要望も多いため、各種専門職の方々の紹介が行えるよう専門職登録・紹介サービスを創設していきます。今後は、専門職登録・紹介事業により、一体的に登録・紹介する体制を構築します。

(4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>

日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業> (以下「地権事業」という。) は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を支援していく事業です。利用者数は、112人(令和2年8月31日現在)であり、待機者(契約のための訪問を待っていた方)が30人(令和2年8月31日現在)おられます。

サービスの提供は、専門員(権利擁護センター職員)5人で行っていますが、日常生活自立支援事業の利用が必要な人にサービスを提供していくために、今後、人員配置を充実させることなどの検討が必要です。

(5) あんしん生活サポート事業

地権事業や成年後見制度では原則対応できない葬儀の支払や財産処分などを本人と契約して行う事業です。病院等の保証人等にはなりませんが、入院費の支払や身元引受をすることで、事業の契約者の入院等がしやすくなることを主眼とした事業です。

(6) 緊急事務管理サービス

成年後見制度や地権事業を正式に利用できるようになるまでの間の生活維持のため、臨時的に金銭管理などをする対応として有効であるため、継続実施していきます。

(7) 報酬助成事業

暦年で報酬審判が下りた被後見人等に対し、年度末の運営等審査会で審査し、助成を行っています。被後見人等が報酬を支払うことができず、後見人等が決まらないなどのデメリットが生じないよう、また、後見人が安心して後見活動ができるようにするため、継続していきます。

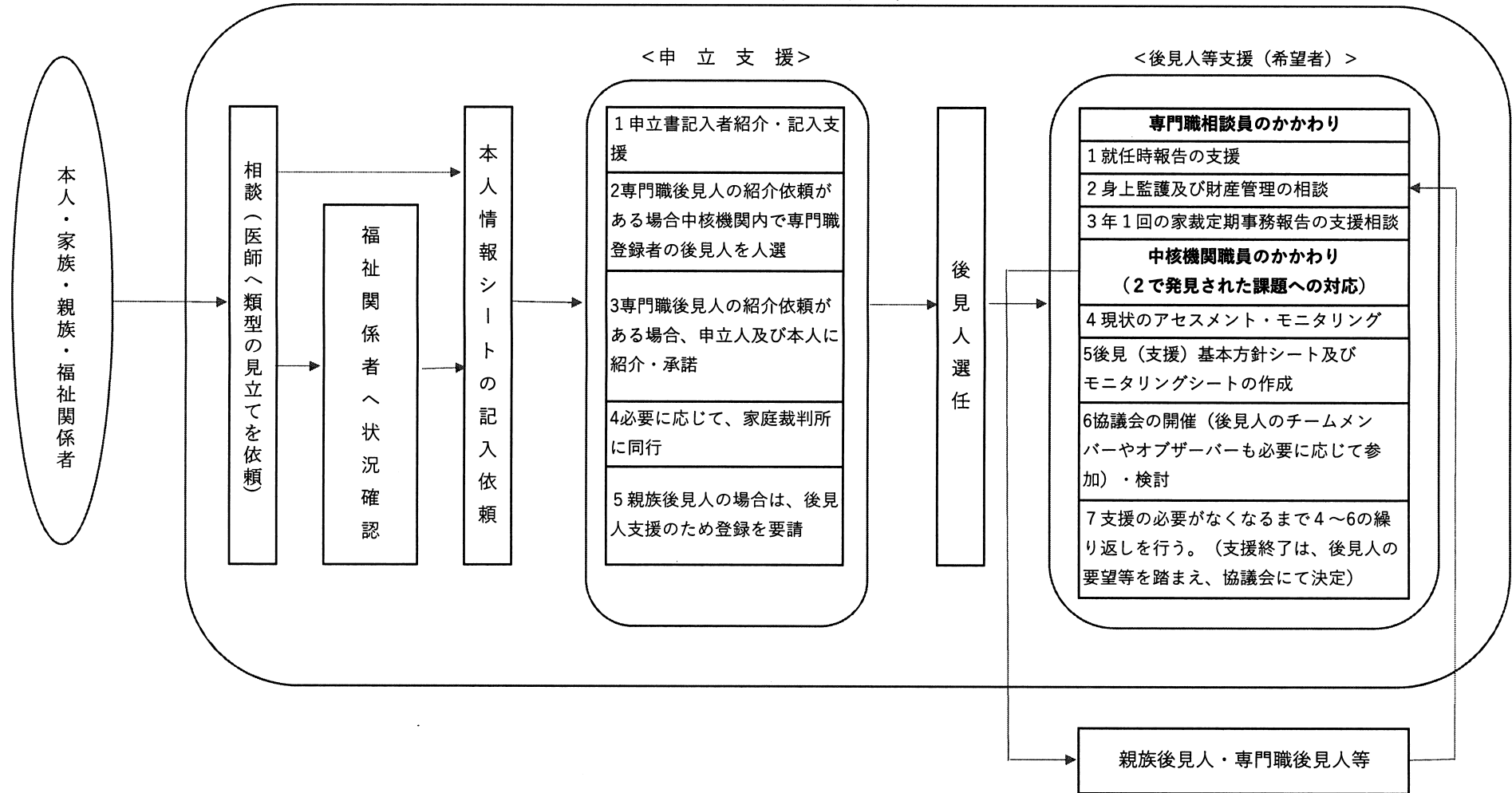
(8) 法人後見・後見等監督人の受任

法人後見は、原則として他に後見人が見つからない場合に引き受けることとし、後見等監督人は、市民後見などの後見監督人などの要請に応じ引き受けます。市内の最終的なセーフティネットとして考え、その機能を充実させていきます。

# 資 料

# 中核機関における申立及び後見人支援フローチャート

## 中核機関



小金井市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年度～令和7年度

令和3年

発行 小金井市福祉保健部地域福祉課  
小金井市本町6-6-3  
042-383-1111